

# 代理出産が不要な社会に向けて

—多様な家族像と血縁主義—

森川晴香

# 目次

はじめに

1. 代理出産とは
  1. 1 代理出産の定義と日本の現状
  1. 2 不妊治療との関係性
  1. 3 当事者の語り
  
2. 代理出産にまつわる諸問題
  2. 1 代理母が被る問題
  2. 2 代理出産で生まれた子どもが被る問題
  2. 3 社会全体に関わる問題
  
3. 代理出産のオルタナティブ
  3. 1 里親制度
  3. 2 養子縁組制度
  
4. 血縁主義の呪縛
  4. 1 血縁主義
  4. 2 子どもを欲する背景
  
5. 代理出産が不要な社会に向けて
  5. 1 多様な家族
  5. 2 法制度の整備
  5. 3 血縁主義と近代家族観の解体

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

私は元々ジェンダーやセクシュアリティについて興味を抱いており、大学3年のゼミではLGBTを中心に性的マイノリティカップルの子育てについて調べた。その際に子どもを持つ手段の一つとして取り上げた「代理出産」はゼミ内でも賛否両論の反応があり、当時の私は否定派ではあったものの肯定派への明確な反論ができなかった。代理出産には倫理面や代理母を危険に晒すという問題がある一方で、子どもを持ってない夫婦やゲイカップルによって「子どもを持てる最後の希望」だと切実に求められている現状がある。他に子どもを持つ手段として養子縁組制度や里親制度があるにもかかわらず、膨大なコストとリスクを伴う代理出産を選択する理由を考察する必要があると考えた。そこで本論文では単に代理出産の利用者のみに焦点を当てるのではなく、その背後にある社会構造に目を向けて分析し、代理出産が不要な社会に向けてどのようなアプローチが必要かを検討する。

第1章では代理出産の定義や日本の現状、当事者たちの語りから代理出産そのものを整理する。第2章では代理出産が抱える問題点について代理母、代理出産で生まれた子ども、そして社会全体の三つの視点から確認していく。第3章では代理出産を利用する理由である「子どもを持ちたい」という欲求の代替手段として里親制度と養子縁組制度を取り上げ検討する。第4章では代理出産を求める背景として血縁主義や近代家族観の影響について分析し、社会によって代理出産を選ばされている可能性について検討する。第5章では真に多様な家族像と法整備について検討し、本論文のまとめとする。

## 1. 代理出産とは

本章文では、本論における代理出産の定義と現代の日本で代理出産がどのように扱われているかについて確認する。また代理出産を選択する人々は長年の不妊治療の末に辿り着く場合が多い。そのため代理出産と密接にかかわる不妊治療との関係性についても整理していく。さらに代理出産の当事者の語りを取り上げ、代理出産を望む依頼者、依頼を引き受ける代理母、そして代理出産で生まれた子どもたちの声から代理出産を多面的に捉え直す。

### 1. 1 代理出産の定義と日本の現状

代理出産は代理母出産や代理懐胎とも呼ばれる。柳原（2021）は「他者に妊娠を依頼し、互いの同意のうえ、医学的な介入、ときには性交による自然妊娠を経て、産まれた子を依頼者が引き取る、契約妊娠」を代理出産の定義としており、そのうち性交により自然妊娠し生まれた子を依頼者に渡す方法を古典的代理出産と呼んでいる（柳原 2021 : 41）。しかし本論文では「生殖補助医療を用いて第三者の女性に妊娠し出産してもらい、生まれた子

を引き取る行為」<sup>1</sup>という定義を主に用い、性交を伴う古典的代理出産とは区別する。また生殖補助医療を用いた代理出産は伝統的代理出産と体外受精型代理出産に分けることができる。依頼者男性の精子を代理母に人工授精する伝統的代理出産をサロゲートマザー、依頼者カップルの受精卵を代理母の子宮に移植する体外受精型代理出産をホストマザーと呼ぶ。

ホストマザー形式の代理出産は①「依頼者カップルの精子と卵子で受精卵を作製し、代理母の子宮に移植する」、②「第三者からの提供卵子と依頼者男性の精子を使用して受精卵を作製し、代理母の子宮に移植する」、③「依頼者女性の卵子と第三者の提供精子を用いて受精卵を作製し、代理母の子宮に移植する」、④「第三者の精子と卵子から受精卵を作製し、代理母の子宮に移植する」の四つのケースがある。①のケースが最も多く、生まれてくるのは遺伝的には依頼者カップルの子どもである。②のケースは加齢や病気により妻の卵子が使用できない場合か、ゲイカップルが依頼主の場合であり近年増加してきている。このケースでは遺伝的なつながりを依頼者カップルの女性は持つことができず、男性のみが遺伝的なつながりを持つ。③のケースは男性の血縁が無視されることもあり、依頼主が女性同性愛者か独身女性などの場合を除き実際に行われている数は少ない。④のケースは非常にまれであるが、依頼者カップルが自身の精子や卵子を使用できない場合に考えられる。赤の他人の精子と卵子から受精卵が作製され、同様に赤の他人の女性の子宮で育てられる④の代理出産では依頼者と生まれてくる子どもは赤の他人に等しい。育ての親と血縁関係を持たないという点で養子と同じだが、依頼主側が精子や卵子と代理母を様々な組み合わせから選ぶことができ命を創造する立場に立つことから、養子をもらい受けるのとは生命に対する姿勢が全く異なっている（日比野 2015 : 11-12）。

近年の代理出産ではもっぱらホストマザー形式が主流である。その理由として、サロゲートマザーによって生まれた子どもは代理母と血縁関係が生まれ、依頼者女性との血縁関係を持たないのに対し、ホストマザーで生まれた子どもは代理母と遺伝子上の関係を持たずに生まれてくるためだ。詳細は後述の章で述べるが、(効果の有無は別として)代理母と血の繋がった子どもが生まれることにより起きる弊害を減少させるため、そして(第三者からの精子や卵子といった配偶子提供を受ける場合を除き)依頼者カップルが自らと血の繋がった子どもを求めるニーズに合致した結果であると言える。

また代理出産には無償で行う利他的代理出産と妊娠出産の対価として金銭的報酬を受け取る商業的代理出産の二つの類型がある。しかし無償で代理母を引き受ける女性は極めて少ないため、利他的代理出産の代理母は主に依頼者の実母や姉妹などの血縁者や親しい友人に限られている（野辺ほか 2016 : 48）。

国によって代理出産に関する規制は様々であるが、日本では代理出産を明確に制限する法律や罰則は存在しない。代わりに存在するのが産婦人科医に多大な影響力を持つ社団法人日本産科婦人科学会による会告である。会告は法的拘束力を持たないため、日本は代理出産について医師による自主規制の形で対応している。そのため仲介会社を利用し海外で代理出産を依頼する人々が後を絶たず、日本国内でも長野県諏訪マタニティークリニック

---

<sup>1</sup> 櫛島次郎, 2022 「代理出産」, 日本大百科全書 (ニッポニカ), JapanKnowledge, <https://japanknowledge-com.waseda.idm.oclc.org> (12月10日閲覧)

の根津八紘医師が代理出産によって16人の子どもを誕生させていた<sup>2</sup>。

この会告で日本産科婦人科学会は代理出産の禁止を定めており、対価の有無にかかわらず代理出産の実施を認めず、実施の関与や斡旋も禁止している。その理由として①「生まれてくる子の福祉を最優先するべきである」②「代理懐胎は身体的危険性・精神的負担を伴う」③「家族関係を複雑にする」④「代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容していると認められない」の四つが挙げられている。①は代理母が子どもを依頼主に引き渡すことが母と子の絆を無視するものだという立場からの意見であり、代理母の子どもの引き渡し拒否や依頼者が子どもを引き取り拒否する可能性を懸念したものでもある。②は妊娠・出産にともなう身体的・精神的負担を第三者の女性に引き受けさせることで人間の尊厳を危うくするという考えに基づいている。③の家族関係の複雑化に関しては日本では妊娠出産した女性を母親とする「分娩者＝母」の構図が成り立っていることに由来する。④は有償の代理出産であれば母体の商品化や生まれてくる子どもの人身売買の許容に繋がり、無償であったとしても母体を心理的・身体的に隷属状態に置くことになり公序良俗に反するという見解に基づいている<sup>3</sup>。これらの問題点については2章で実際に起きた事件も踏まえて詳しく整理していく。

## 1. 2 不妊治療との関係性

不妊症とは「妊娠を希望している夫婦が、『一定期間』通常の性生活を行っても妊娠しない状態」と定義されており、一定期間とは基本的に一年間のことを指す<sup>4</sup>。近年の女性の社会進出や生活スタイルの多様化、それに伴う晩婚化によって女性の第一子出産時の平均年齢が上昇する現象が起きている。2015年の人口動態統計では女性の第一子出産時の平均年齢は30.7歳であり、年齢が上がるにつれ自然妊娠が難しくなることから結果として不妊治療を受ける人の割合が増加しているという現状がある。実際、不妊治療件数は2008年には20万未満だったが2017年には約45万と右肩上がりが増え続けている（株式会社野村総合研究所 2021a：8）。行政上ではタイミング指導法<sup>5</sup>や人工授精<sup>6</sup>等を一般不妊

---

<sup>2</sup> 会告に反したことで根津医師は産科婦人科学会から一時期除籍処分を受けていた。2014年をもって諏訪マタニティークリニックでは代理出産による治療を休止している。医療法人登誠会 諏訪マタニティークリニック「子宮欠損症への代理出産 【代理出産治療の開始・その後・休止そして今後に向けて】」[http://temporary.e-smc.jp/info/wp-content/uploads/2020/12/dairi\\_guideline.pdf](http://temporary.e-smc.jp/info/wp-content/uploads/2020/12/dairi_guideline.pdf)（2023年12月10日閲覧）

<sup>3</sup> 公益社団法人日本産科婦人科学会，2003，「代理懐胎についての見解」[https://www.jsog.or.jp/kaiin/html/kaikoku/H15\\_4.html](https://www.jsog.or.jp/kaiin/html/kaikoku/H15_4.html)（2023年9月9日閲覧）

<sup>4</sup> 慶応義塾大学病院 医療・健康情報サイト KOMPAS「不妊症」<https://kompas.hosp.keio.ac.jp/contents/000142.html>（2023年10月12日閲覧）

<sup>5</sup> 女性の排卵日を見極めて、妊娠に最適な時期に夫婦関係をもつよう医学的指導を行う負不妊治療。基礎体温の変化や卵巣の超音波検査などが指導の対象となる（竹田恵子 2018：37）。

<sup>6</sup> 精液中の雑菌等を取り除いた後で、精子を子宮に注入して妊娠を試みる方法（同上）。

治療、体外受精<sup>7</sup>や顕微授精<sup>8</sup>等を生殖補助医療（assisted reproductive technology：ART）として区別している<sup>9</sup>。本論での不妊治療は主に生殖補助医療を指して用いるものとする。

不妊患者は高額な医療費と膨大かつ長期の通院時間、排卵誘発剤や注射の副作用などのリスクを天秤にかけても我が子を欲して治療を続けている。しかし不妊治療を受けたとしても一度の治療プロセスで必ず妊娠できるわけではない。また日本で生殖補助医療を受ける不妊患者は高齢化しており、卵子や子宮の老化によって治療が上手くいかないことでさらに治療が長引く現象が起きている。2020年の調査では不妊治療を開始した年齢の平均は32.45歳であり、治療回数も体外受精を行う平均が3.72周期<sup>10</sup>、顕微授精は5.19周期であることから複数回繰り返す可能性が高いことが示唆されている。また2017年において生殖補助医療による妊娠率は体外受精（IVF）で23.11%、顕微授精（ICSI）で20.29%と決して高い確率であるとは言えない。さらに体外受精の一周期あたりの費用は10万円から50万円が平均だが100万円を超える場合もあり、顕微授精の一周期あたりの費用は50万円以上の場合が多い（株式会社野村総合研究所 2021a：10-116）。このような状況を踏まえたうえで経済的な負担から不妊治療を断念する場合もあるが、大半の患者は子どもを授かるまで治療を続けることを望んでおり、生殖機能不全や身体の不調により治療を断念した患者はその後も子どもを持つことを諦められない場合が多い。その時新たな選択肢として養子縁組や里親、そして代理出産が彼らの前に現れる。この中で代理出産の特徴は遺伝的なつながりを両親と持つことができる点にある。

不妊患者の語りには「もう何度も失敗しているのに、わずかな希望を持ってしまうもので、生理が来るたびに喪失感でいっぱいになります。旦那に自分の子供を抱かせてあげられないという自責の念で、苦しい」（共同通信社会部 2014：173）のように終わりの見えない治療と「自分の子ども」というワードが頻出する。ここで述べられている「自分の子ども」とは遺伝的なつながりをもつ子どもであると推測される。精子提供や卵子提供によって子どもを持つことを選択する場合もあるが、その場合も多くは片親側の遺伝子を受け継いだ子どもになる。夫の遺伝子を残したい、愛する人の遺伝子を引き継いだ子どもが欲しいといった語りは不妊患者に多く見られるものであり、最終的に彼らが代理出産へと辿りつく契機になっている。

### 1. 3 当事者の語り

本論文では代理出産にまつわる当事者を代理出産の依頼者、代理母、そして代理出産で

---

<sup>7</sup> 卵巣から卵子を採取し、体外で精子と自力受精させる方法（同上）。

<sup>8</sup> 精子の数が少なかったり動きが遅かったりするなど、何らかの原因で自力受精が困難である場合に、器具を使って精子を卵子内に挿入し受精を図る方法（同上）。

<sup>9</sup> 以前は生殖補助医療による治療は保険適用外だったが、令和4年4月から一部の保険適用が可能となった。第三者の精子や卵子等を用いた生殖補助医療は保険適用外。厚生労働省「不妊治療に関する取り組み」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html)（2023年10月12日閲覧）

<sup>10</sup> 治療周期とは現在進行形の不妊治療を行う数のことである。

生まれてきた子どもの三者として定義する。彼らが代理出産についてどのような考えを持っているのかについてそれぞれの語りから分析していく。

まず代理出産の依頼者側でロキタンスキー症候群の日本女性の語りを取り上げる。彼女は「夫と私の遺伝子を受け継いだ子をこの手で抱きたい」と証言した（根津・沢見 2009：37）。ロキタンスキー症候群とは生まれつき子宮や膣がない、もしくは一部が欠損している疾患だ<sup>11</sup><sup>12</sup>。一般的な不妊患者と異なり他の方法では自身の「遺伝子を受け継いだ子ども」を授かることができないことが特徴的であり、そのため代理出産しか選択肢がないという発言も見受けられた。また同様に自身の身体で妊娠出産ができないゲイカップルの語りとして「自分か、もしくは愛する人に似た子どもを抱いたり、成長する姿を見られるのなら、見てみたいと思った」<sup>13</sup>という発言がある。このように代理出産を望む依頼者たちは遺伝的なつながり、性格や容姿、能力などに現れる自分たちとのつながりを重視しているような印象を受ける。これらは不妊患者にも多く見られる語りであり、子どもを産むなら遺伝子を受け継いだ子であってほしいという想いが根底に存在していると言える。また両親や義父母からの血筋を絶やしてはいけないというプレッシャーが影響しているような、家族からの子どもを持つことへの期待や圧力が代理出産へと駆り立てている例もあった。このようにどうしても遺伝子の繋がった子どもが欲しい人々にとって代理出産が最後の希望となっているケースは少なくない。

次に代理母の語りを取り上げる。先述したロキタンスキー症候群の女性の代理母を務めた実母は以下のように述べている。

ちゃんと大きく健康にお腹の中で育てて、そして産んであげて、無事に娘夫婦に引き渡さないと、という任務のような思いが強いです。私は体の一部を貸しているだけ。しかもたったの一〇ヵ月足らず（後略）（根津・沢見 2009：89）

ここからは娘のためという強い気持ちと代理出産については自分の子宮を貸しているだけという意識が見える。また「娘をちゃんとした体に産んであげられなかった……」（同上：50）との語りもあり、子どもを産めないことを本人以上に気にしていた様子で、実母としての責任感や罪悪感、そして女性は子どもを産むのが当たり前という価値観を内

---

<sup>11</sup> 正式名称はメイヤー・キュスター・ハウザー症候群。4000～5000人に一人の割合で生まれると言われ、日本では年間100人程度生まれていると推測される（根津・沢見 2009：167-170）

<sup>12</sup> 日本で最初に代理出産を行ったことを公表した諏訪マタニティークリニックの根津医師はロキタンスキー症候群や子宮全摘出術を受けた人のみを手術対象にするガイドラインを設けている。医療法人登誠会 諏訪マタニティークリニック「子宮欠損症への代理出産【代理出産治療の開始・その後・休止そして今後に向けて】」[http://temporary.e-smc.jp/info/wp-content/uploads/2020/12/dairi\\_guideline.pdf](http://temporary.e-smc.jp/info/wp-content/uploads/2020/12/dairi_guideline.pdf)（2023年11月16日閲覧）

<sup>13</sup> みつつん、2015「サロガシーの旅 第9話ゲイパパの選択-養子ではなくなぜ代理母出産を選んだか？」<https://futari papa.com/2015/12/17/ch1-9/>（2023年11月20日閲覧）

面化しているような印象を受けた。この例のように諏訪マタニティークリニックでは利他的代理出産のなかでも実母が代理母となることを推奨している。その理由は身体も生活も拘束される代理母としてのストレスとトラブルが少ないからだ。代理母の子どもも基本は成人を迎えているため幼い子どもが新しい兄弟姉妹ができると勘違いするトラブルを防げること、母親は娘が子どもを産めないことに対して誰より心を痛めているケースが多くバックアップ体制や覚悟があることなどを主な理由としている（同上：284-285）。また他の代理出産に対しての肯定的な意見ではアメリカ人代理母の「サロガシーは私たち、女から女へ与えることのできる最高のギフトなのよ」（平井 2006：174）との語りがあり、同様に肯定的な代理母の発言ではボランティア精神ややりがい、他人のために役に立てることを喜びとしているものが多い。また妊娠している状態が好きといった声もあり、妊娠時の幸福感を再び味わいたいことを理由に代理母へ立候補する女性もいる（同上：95）。

一方で否定的な語りとしては利他的代理出産で姉の子どもを妊娠したアメリカ女性<sup>14</sup>の「愛する姉に『代理母になってください』と言われたとき、どうしてノーと言えるのでしょうか。産んだ母親も犠牲になります」（大野 2009：112-113）という発言がある。家族だからといって長期間の身体的心理的拘束と子どもから引き離される苦痛は軽減できず、むしろ家族だからと代理母になることを強制されることもあり家族の仲が破壊されてしまう例もあるという。諏訪マタニティークリニックではマイナートラブルが生じやすいとして姉妹間の代理出産が先に中止になったが、ここにも似たような背景があったのではないだろうか。

またタイなどの途上国の代理母からは「代理出産は九ヵ月と期限が限られていて、その短い期間で大きなお金を手に入れられる魅力的な仕事だと思う」（日比野 2015：95）という語りがあり、代理出産は完全に仕事として捉えられていることがわかる。

このようにたとえ商業的代理出産であってもボランティア精神で行う代理母もいれば仕事として割り切っていく代理母もあり、利他的代理出産であっても代理母としての経験に酷い苦痛を覚えることもある。特に途上国の代理母は報酬を目当てに代理母を引き受けている現状があり、代理出産を論じる上で「代理母はボランティア精神が根源にあるから容認すべき」と一概に言うことはできない。もちろん代理母の全てが代理出産に対して否定的なわけではなく一律に搾取というレッテルを貼るべきではないと考える一方で、やはり貧困層の女性が代理母としてターゲットになっている現実を無視することはできないだろう。

最後に代理出産によって生まれた子どもの語りを取り上げる。ホストマザー形式で生まれた双子の兄は以下のように述べた。

自分は人と違う。“expensive baby”（高価な赤ちゃん）であると思うようになりました。双子で五万五〇〇〇ドルかかったんですから、他の子どもよりも自分たちの方が価値があると思っていいでしょう？（大野 2009：142-143）

---

<sup>14</sup> 彼女は自身の卵子と姉の夫の精子を利用したサロゲートマザー形式であった（大野 2009：112-113）。

この発言から彼は少なくとも代理出産で生まれたという事実を引きずっているように思われる。自分という存在が生まれるためにかかった金額を存在価値として捉える様子は健全とは言えないだろう。また彼は代理出産自体については制限付きでの支持を示している（同上：143）。一見代理出産に肯定的であるようだが、代理出産を否定してしまうと自身の生まれの否定にも繋がるという点を踏まえると代理出産で生まれた子どもは代理出産に肯定的であると断じていいのか疑問を抱く。また別の子どもは母親が二人いることに対して一時的にアイデンティティの混乱をきたしていた<sup>15</sup>。このような母親が2人いる葛藤に関しては代理出産だけでなく養子縁組でも同じ葛藤が起きているため、代理出産特有の問題と断言することはできない。しかし代理出産と養子縁組では子どもが生まれるプロセスが大きく異なるため子どもの捉え方も異なってくるだろう。

## 2. 代理出産にまつわる諸問題

代理出産は切実に求める人々が存在する一方で多くの問題を孕んでいる。そのため国によっては代理出産契約が法律によって禁止されている<sup>16</sup>。代理母の語りからも一部見えてきたように、代理母の心身が犠牲になる問題や貧困女性の搾取、その他にも実際に代理出産を巡って様々な事件が発生しているからだ。本章ではこれらの問題を実際に起きた事件を取り上げつつ、代理母、代理出産で生まれた子ども、社会全体への影響の大きく三つに分けて整理していく。

### 2. 1 代理母が被る問題

まず代理出産にまつわる事件として最も有名な「ベビーM 事件」を取り上げる。ベビーM 事件とは 1986 年にサロゲートマザー形式で出産したメアリー・ベス・ホワイトヘッドが生まれた子どもを引き渡さず、報酬を拒否し子を連れたまま3カ月にわたり逃走した事件である。代理母であるホワイトヘッドは労働者階級であり、依頼者であるウィリアム・スターン夫妻は二人とも博士号を持つ中流階級であった。また代理母の契約は出産後すぐに子どもを引き渡し養育権も譲渡すること、羊水検査<sup>17</sup>の強制、生活習慣の規制、胎児に

---

<sup>15</sup> この子どもは代理母の卵子を使用したサロゲートマザー形式で生まれた子どもであった（大野 2009：136）。

<sup>16</sup> スイス、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、スウェーデンなど。インドやタイでは一時期生殖ツーリズムが行われるほど盛んだったが、多数の問題が発生したため 2015 年に海外からの依頼者との代理出産契約を違法とする法律が制定された。同様にネパール、カンボジア、イスラエルなどに多くの外国人が代理出産に赴いていた国が次々と外国人向けの代理出産や代理出産自体を禁止している。そのため現在はウクライナでの代理出産が盛ん（ギーター・鳥居訳 2018：252，日比野 2015：29，柳原 2021：45）。

<sup>17</sup> 羊水を採取し胎児の染色体情報や特定の遺伝性疾患の有無を調べる出生前の確定診断

異常が見つかった場合の中絶に関する決定権も依頼者側にあるなど代理母側にとって不利なものとなっていた。最初の裁判では代理出産契約は有効と見なされ、親権はウィリアム夫妻のものとなされたが、ニュージャージー最高裁判決では商業的代理出産は赤子の売買に相当するとして法的に無効であるとした。しかし「子どもにとっての最善の利益」という観点から親権はウィリアム夫妻に認められ、ホワイトヘッドには訪問権のみが許される結果となった（大野 2009 : 45-56, ロビン・平野訳 2000 : 77-87）。この事件からは代理出産についていくつかの問題点が見えてくるが、ここでは代理母が被る問題について考える。

まずこの事件の契約は出生前診断や中絶の権利を妊婦（代理母）ではなく依頼者が所持していることが特徴的だ。これは代理母の身体に関する自己決定権の侵害であり、生活習慣の規制も含めて身体を長期にわたり隷属状態に置いているという問題がある。現在の代理出産契約では中絶の権利は代理母側にあることが基本だが、途上国の代理母たちは未だ依頼者側が中絶権を所持していることも少なくない。たとえ中絶の権利が代理母にあったとしても、胎児への影響を考えた依頼者が代理母の行動に神経質になり「高額な代金を払っている」ということを大義名分に代理母へ過干渉してしまうなど、代理母と依頼者の双方に不健康な関係が生まれてしまう事例もある<sup>18</sup>。

また商業的な代理出産契約は依頼主が富裕層であり代理母側は貧困層であることが多い。もちろん全ての代理母が貧困層ではなく、アメリカなどでは経済状況の審査を通過した上でボランティア精神によって行われている例もある。しかし依頼主や仲介人にとって代理母が貧困であればあるほど従順になって都合がよいという意識が存在しているのも確かであり、特にインドなど途上国で結ばれた代理出産契約は代理母よりも依頼者を優先したものになっている（日比野 2015 : 60）。また途上国ではインフォームドコンセントが適切になされていない問題もあり、たとえ自由意思に基づいて契約を結んだつもりであっても権力勾配の不均衡や選択肢の限られた環境での契約には正当性があるとは言えない。このような現状がある以上、全ての代理出産契約を「契約」として問題ないものと扱うことはできないだろう。

次に代理母が抱く胎児への愛着の問題を考える。基本的に代理出産契約において、懐妊の前から代理母は生まれた子どもの親権の放棄や譲渡を求められる。しかし妊娠の前に同意していたとしても、実際に代理母になったことで胎児に愛着が湧いてしまうことは珍しくない。ベビーM 事件ではサロゲートマザー形式のためホワイトヘッド自身の遺伝子を受け継ぐ子どもであったが、体外受精であっても代理母が養育権を主張し裁判になったジョンソン事件<sup>19</sup>の存在からもわかるように、たとえ代理母と遺伝的なつながりがなかったと

---

検査。検査後に 0.1~0.3%の確率で流産するとされている。KOMPAS 慶応義塾大学病院 医療・健康情報サイト、「羊水検査」

<https://kompas.hosp.keio.ac.jp/contents/000379.html> (2023年11月28日閲覧)

<sup>18</sup> アルコールや煙草をしていない健康体の代理母に対しても、裸足のまま家の中を歩き回ることや塩分の多いスナックをつまんでいることにまで神経質になってしまい自己嫌悪する依頼者（平井 2006 : 42）。

<sup>19</sup> 1990年にアナ・ジョンソンがカルバート夫妻の受精卵で妊娠出産した後、翻意して養育権を主張したが「遺伝的には他人である」として依頼者を母と認めた（大野 2009 : 99-100）。

しても代理母は胎児との絆を育むことがある。愛着を抑制できるか否か、また子を引き渡す際の喪失感やショックの大きさ等は代理出産契約時にはわからないものであり、前もって契約で縛るのは不可能ではないだろうか。

またそもそも妊娠出産が命の危険を伴うハイリスクな行為であることを忘れてはいけない。世界的に見ても安全に子どもが産めるとされる医療が進んだ日本でさえ、妊娠出産によって妊婦が死亡する確率はゼロではないのだ<sup>20</sup>。実際、代理出産契約を結んだ代理母が妊娠中に心臓発作を起こして死亡した例も存在する（大野 2009：115）。異所性妊娠や妊娠高血圧症候群、出産時の大量出血など妊娠出産にまつわるリスクは大きく、不測の事態によって代理母の身体が危険に陥る可能性は見過ごせない。また体外受精型の代理出産は依頼者夫婦の受精卵を移植する際に代理母の子宮が妊娠できる状態でなければならないため、代理母に筋肉注射で大量の黄体ホルモンを投与する。これには人によって深刻な副作用があり、歩けなくなる場合もあるという（同上：105）。さらに代理出産では妊娠可能性を高めるため複数の受精卵を移植することが多く、双子などの多胎児が生まれやすい。そのため一般的な自然妊娠よりもリスクが高くなりやすく、帝王切開で出産することが基本となっている。このように身体に大きな負荷をかけ、命のリスクを負いながら行う行為はたとえどれだけ「素晴らしい自己犠牲」と喧伝されていたとしても疑問を感じる。もちろんこの点の反論として「善意で行われている海外青年協力隊が現地でゲリラに突然殺された場合」等の命の危険を伴うボランティアを持ち出される場合がある。しかし「子どもを持ちたい」という欲は他者の身体を犠牲にしてまで通してよいものなのだろうか。一般的に代理出産は不妊治療者が辿り着く先とされているが、依頼者の中には同性カップルや独身男性、自身のキャリアのために妊娠を他者にアウトソーシングしたいと考える女性など様々である。この点に関しては4章、5章で詳しく論じていくが、依頼主の「子どもを持ちたい」という意識自体も深く掘り下げる必要があるだろう。

以上のことから、代理母を中心に考えた時、代理出産の問題点として「代理出産契約自体の正当性への疑問」「代理母の子どもへの愛着」「他者身体への侵襲性」の三つが挙げられる。

## 2. 2 代理出産で生まれた子どもが被る問題

本節ではまず代理出産で生まれた子どもが被害を受けた有名な事件としてマンジ事件を取り上げる。マンジ事件とは日本人夫妻がインドで提供卵子を用いて代理出産契約を行ったものの出産前に夫婦が離婚したことで生まれたマンジがインドから出国できなくなった事件である。日本では分娩者が母親であるという規定から代理出産を認めていないためマンジは日本のパスポートを受けることができず、依頼者男性が独身になったためインドの法律ではマンジを養子に迎えることも不可能であった。さらにインドでは出生証明書に両親の名前が必要であったが、母親の欄に匿名の卵子提供者と元妻と代理母の誰を記載すべ

---

<sup>20</sup> ユニセフ「表3 母親と新生児の健康指標」

[https://www.unicef.or.jp/sowc/pdf/UNICEF\\_SOWC\\_2023\\_table3.pdf](https://www.unicef.or.jp/sowc/pdf/UNICEF_SOWC_2023_table3.pdf)（2023年11月29日閲覧）

きか判断できないという問題が発生したことにより出生証明書を得ることもできなかった。このためマンジはインド国籍の取得が出来ず、インドのパスポートも得ることができなくなったのだ<sup>21</sup>（大野 2009：165-166, ギーター・鳥居訳 2018：114-119）。この事件からは、生まれてくる子どもの母親は誰か、そして子どもの立場の脆弱性といった問題点が見えてくる。

まず生まれてくる子どもの母親の問題について考える。代理出産では依頼者の卵子を使った場合は二人、卵子提供を受けた場合は三人の母親が存在する。卵子提供者である女性、代理母、そして依頼者の妻である。この三人は言い換えれば遺伝子上の母、産みの母、育ての母ともいえる。このように母子関係が複雑になることで親権や養育権の問題が発生する可能性が出てくる。法律上の母子関係については各国によって制度が異なっている。日本は多くの国と同様に「分娩者＝母親」のルール<sup>22</sup>を採用しているため、代理出産によって生まれた子どもは代理母が母親と捉えられる。一方でアメリカのネヴァダ州やフロリダ州では親になる意思がある者（代理出産の依頼者）に対しても法律上の親とすることのできる法律が制定されており、この際に出生後の遺伝的な親子鑑定が求められる場合もある（辻村 2012：47）。すなわち日本の場合は代理出産で生まれた子どもの母親は代理母とされ、一部の代理出産に肯定的な地域では養育の意志もしくは遺伝上のつながりを理由に依頼者女性が母親とされる。

マンジ事件当時のインドでも出生証明書を代理出産の依頼者の名前で出すことが往々にして行われており、依頼者も出生証明書に妻の名前を書くことを求めている。そのため離婚により母親の欄が空欄になってしまったのだ。卵子ドナーは匿名であるため遺伝上の母親は特定できず、代理母は引き取りを拒否したことにより三人の母親が存在するはずが法律上の母親は存在しないと言う矛盾が生まれた。これによりマンジは生まれた瞬間から無国籍という立場に置かれることになった。このように母親の規定や代理出産の制度が各国によって異なることにより、国をまたいだ代理出産でトラブルが発生すると無国籍の子どもを生み出してしまう問題がある。

なお日本では代理出産で生まれた子どもを特別養子縁組することによって依頼者夫婦との法的親子関係を得ることが可能となる。しかし遺伝上の繋がりがある実の子どもであるにもかかわらず養子縁組を行わなければいけないということに対して疑問を持つ夫婦も多い。そのため実際に代理出産を行った夫婦の多くは現地で発行された依頼者夫婦の名前入りの出産証明書を用いて日本に帰国し、代理出産であることを隠したまま自身の実子として戸籍に入れている現状がある（平井 2006：8-13）。

---

<sup>21</sup> 最終的にマンジ誕生の3カ月後にインド政府が人道的措置により日本への渡航許可証を発行、無国籍のまま日本に入国した。

<sup>22</sup> 民法 772 条では「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる」とあるものの、昭和 37 年 4 月 27 日の最高裁判所の判決で「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知を俟たず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当である」とされたことにより効力を失っている。最高裁判所判例集, 1962 年, 「親子関係存在確認請求」

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/715/057715\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/057715_hanrei.pdf) (2023 年 10 月 6 日閲覧)

だが必ずしも代理出産で生まれた子どもを実子とできるわけではない。海外の代理母に依頼したものの日本で出生届が受理されず裁判で敗訴する事例も起きている。その理由の一つとして依頼者夫婦の妻の年齢がある。日本では出生届を受理する前に母親が 50 歳以上の場合、本当にその女性が産んだのかを調査するという規定が存在する<sup>23</sup>。この規定により代理出産であることが発覚し出生届が受理されないといった事例が発生した<sup>24</sup>。また夫婦の精子と卵子を用いてアメリカ人女性の子宮を借りた代理出産によって生まれた子の出生届が受理されなかったことに対して裁判になった女優の向井亜紀の事例では、東京高裁は依頼者が母としたが 2007 年 3 月 23 日の最高裁判決で破棄され代理母の女性が母になっている（辻村 2012 : 19）。この裁判結果からもわかるように、代理出産契約によって母子関係が認められていたとしても、日本では法的に認められない現状が存在している。1 章で述べた通り日本では法律上は代理出産が禁止されていないものの、代理出産であることを表明した場合、もしくは行政に露見すると出生届が受理されないのだ。出生届が受理されないと戸籍が登録できず、子どもが不安定な立場に置かれてしまう。代理出産を利用することによって子どもの福祉が脅かされる危険性を無視することはできない。

以上の点を踏まえて、さらに代理出産で生まれた子どもの立場の脆弱性について考えていく。前節で取り上げたベビーM 事件でも親権争いによってしばらく子どもの立場は酷く不安定な状態にあった。さらに性別が気に入らず依頼者が双子のうち片方を引き取り拒否した例（大野 2009 : 58-59）や生まれた子どもが HIV に感染していたことから引き取り拒否が起きた事件（同上 : 147-148）など、身勝手な親によって生まれてくる子どもが犠牲になった事例がいくつも存在する。仮に裁判によって引き渡し拒否された子どもの親権が決まったとしても、その子どもが愛情をもって育てられるという確証はない。このような親側の都合によって生まれてくる子どもの福祉や立場が脅かされる可能性があることは重大な問題である。

さらに代理出産で生まれた子どもにとって「出自を知る権利」が未だ保障されていないことも問題として考えられる。日本人の依頼者は社会背景から特に代理出産を利用した事実を隠蔽する傾向にあり（大野 2009 : 192, 平井 2006 : 175-176）、子どもへの真実告知も適切にされていない可能性が高い。またマンジ事件では匿名のドナーによる卵子が使用されたため子どもは後に出自を知ることが不可能となっていた。出自を知る権利に関して AID（精子提供）で生まれた子どもたちが自分たちのルーツ探しを始めている<sup>25</sup>のと同様に、第三者の配偶子が使われた代理出産で生まれた子どもも自身のルーツを知る権利があるだろう。自分の父親もしくは母親の遺伝情報がわからないということは、遺伝病のリス

---

<sup>23</sup> 保管中のへその緒や出生の事実を証する書類の提出、関係者からの出産当時の事情聴取などから真偽を調査している。法務省「戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための検討事項（各論）（2）」<https://www.moj.go.jp/content/001248297.pdf>（2023 年 11 月 30 日閲覧）

<sup>24</sup> 夫の精子と提供卵子を用いて卵子提供者とは異なる米国人女性の子宮を借りた代理出産によって生まれた子の出生届が受理されず裁判になり、2005 年 11 月 24 日に最高裁判決で敗訴した（辻村 2012 : 18）。

<sup>25</sup> NHK, 2022, 「私は何者 AID（非配偶者間人工授精）で生まれた子どもたち」  
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/732/>（2023 年 11 月 30 日閲覧）

クや同一の配偶子提供者によって世界のどこかで生まれた兄弟姉妹との近親婚リスクを負うことでもあるからだ。また1章の子どもの語りからわかるように、代理出産で生まれたということ自体がアイデンティティ形成において重要な要素となっている。たとえ真実告知がされなかったとしてもAIDで生まれた子どもがその事実を知ってしまうように、代理出産で生まれたという事実を完全に隠蔽することは難しい。真実告知が適切になされたうえで出自を知る権利が保障されることにより、代理出産で生まれた子どものアイデンティティ形成が阻害されることを防げると考える。

以上のことから、代理出産で生まれた子どもを中心に考えた時の代理出産の問題点として「代理出産で生まれた子どもの立場の不安定さ」とその結果起きる「代理出産で生まれた子どもの福祉の侵害」が挙げられる。

## 2. 3 社会全体に関わる問題

代理出産が影響を及ぼすのは代理母と代理出産で生まれた子どもだけではない。代理出産という今までにない技術は社会全体の通念や倫理にも大きな影響を与えている。

代理出産の反対論者からは代理母や生まれてくる子どもに直接かかわる問題以外にも倫理的に問題だという主張がある。まず主に商業的代理出産において金銭のやり取りが発生するため、代理出産は赤子を金銭によって買っている「人身売買」であるとみなす意見が存在する。これに対する反論として代理出産の仲介業者は代理出産で支払われる金額は「妊娠出産」という「サービス」であり労働費であると主張している（大野 2009 : 64-80）。しかし仮に代理出産が人身売買ではなくサービス労働であったとしても、そこには新たな命の誕生というプロセスが発生していることは事実だ。生命の誕生に値段が付きビジネスとして市場経済に組み込まれて行くことは倫理面から考えて容認できない。

また女性を産む道具として扱うような子宮や生殖の商品化という視点からも代理出産は問題があると言える。産む性であることを理由に身体が商品化されていき、女性、特に貧しい女性の身体の搾取へと繋がっていく。実際かつてはインドやタイ、そして現在はウクライナなどの途上国の女性が代理母として高い人気を得ている理由はアメリカに比べて費用が格段に安いことにある。より安価に子どもを得られた方が得であるという意識が貧しい女性に代理母となることを要請していくのだ。代理出産エージェントなどのビジネス側に立つ人間からは、普通に生活していれば得ることのできない大金を得られるとして代理母は貧乏な女性にとって良い仕事であると主張する。また代理母は大金を得て依頼者は待望の赤子を得られるウィンウィンの関係だと述べる医師もいる（大野 2009 : 166-169, 日比野 2015 : 42）。しかしインドの代理母のリクルート活動ではスラム地域から金銭的問題を抱えた女性を探し出していたという実情があり（日比野 2015 : 33-39）、彼女たちに選択権があったとは言い難い。もしやらなければ今後も貧しい生活が続く状況で、果たしてその選択は自由意志に基づいたものであると言えるのだろうか。貧しい女性に対して報酬を餌に代理母としての様々なリスクを負わせることはやはり搾取と呼んでしかるべきだろう。

さらに代理出産がビジネス的な要素を帯びることにより、「より良い赤ちゃん」を求めらることで優性思想の強化が懸念される。実際に生まれた子どもが障害を持っていたことを

理由に引き取り拒否した依頼者の例（大野 2009：57）や出生前診断で障害が確認できた場合に代理母は中絶を要請される（日比野 2015：27-28）など、代理出産では障害児を否定する行動が多く見られる。さらに日本でも性別による産み分けの可能を謳う代理出産エージェントの存在が確認できる<sup>26</sup>など、生まれてくる子どもの選別が当然のように行われている。また提供精子や卵子を使用する場合、ドナーの学歴や容姿を選ぶことが当然となっていることにも注目すべきである。1章でも述べた通り、技術的には第三者の精子と卵子を使用してまた別の女性の子宮を借りて子どもを作ることができるのだ。依頼者はただ望み通りの遺伝子の組み合わせと健康な子宮を選ぶだけでよい。この代理出産で生まれた子どもはデザイナーベビーに限りなく近い存在となる。代理出産自体に莫大な費用が掛かることから優性思想的な選択が肯定されやすい現状も踏まえ、代理出産が社会に与える影響は無視できない。

### 3. 代理出産のオルタナティブ

前章では代理出産について様々な問題が存在することを示してきた。しかしそれでも子どもを持つことが叶わない人々の「子どもが欲しい」という切実な願いは存在する。そのため妊娠出産ができずとも日本で子どもを育てる手段である里親制度と養子縁組制度の二つについて確認していく。

#### 3. 1 里親制度

里親制度とは「さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度」<sup>27</sup>であり、社会的養護のうち家庭養育の一つとされる。里親と子どもに法的な親子関係はなく、実親が親権者となり、里親には里親手当や養育費が自治体から支給される。また子どもの年齢は原則 18 歳までであり、途中で生みの親の元に戻らなかった場合でも 18 歳で自立することで関係が解消される<sup>28</sup>。すなわち里親制度とは実際に親権者として親子関係をつくるものではなく、養護が必要とされる子どもを家庭に迎えて一時的に養育する制度のことである。

里親制度には①養育里親、②専門里親、③養子縁組里親、④親族里親の 4 種類がある。

---

<sup>26</sup> ホームページには男女の産み分けだけでなく、代理出産を用いれば若いうちは働きあがる程度年齢を経てから子育てを楽しむことができる等のキャリアを理由にした代理出産を肯定するような文言も存在する。代理母出産エージェント Baby For You 「代理出産の海外と日本の現状 法律やルール」 <https://dairibo.com/blog/blog0005/> （2023 年 11 月 30 日閲覧）

<sup>27</sup> こども家庭庁「里親制度等について」 <https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-seido/> （2023 年 11 月 30 日）

<sup>28</sup> 日本財団「養子縁組と里親制度の違い」 <https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/nf-kodomokatei/infographics> （2023 年 11 月 30 日）

公益財団法人全国里親会によると①の養育里親は養子縁組を目的とせず要保護児童を預かって養育する里親を指す。委託できる児童は4人まで、実子等を含めて6人までとなり、事前に研修を受けてから登録を行う。また登録の有効期間は5年間のため里親を続ける場合は更新研修を受ける必要がある。預かる期間は基本的に実親の元で暮らすことができるようになるまでであり、ニーズによって数週間から数年とばらつきが出てくる。預かる子どもたちは何らかの形で実親や保護者との関係を継続する場合があります、里親の協力により定期的な面会や外出等の工夫などを必要とすることもある。福祉制度の一つであるため里親には児童手当が一人あたり月額9万円支払われる。②の専門里親は非虐待児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親を指す。より難しい養育であるため専門的な研修を受けるだけでなく養育里親の経験が3年以上などの条件が課される場合もある。また委託できる児童の数は2人までで、委託期間は2年、登録期間も2年で延長するには更新研修を受ける必要がある。児童手当は児童一人あたり月額14万1000円支払われる。③の養子縁組里親は保護者のいない子どもや家庭での養育が困難で実親が親権を放棄する意思が明確な場合に、養子縁組を前提として養育する里親を指す。基本的に特別養子縁組を前提としており、里親の年齢は子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましいとされている。④の親族里親は3親等以内の親族の児童の親が死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患などで養育できない場合の里親を指す。また叔父叔母など扶養義務のない親族については養育里親と同様に里親手当が支給される<sup>29</sup>。4種類の中でも養育里親の母数が最も大きく、一般的に里親と呼ばれるものは養育里親を指すことが多い。同じ家庭養育の特別養子縁組と比較して里親制度は公的な補助の存在が大きく、児童手当以外にも食費や被服費等の一般生活費、また医療費や教育費なども支給されることが特徴的である(こども家庭庁支援局家庭福祉課 2023b:1)

もしも代理出産を求める人のニーズが「子どもを育てたい」というものであれば、里親制度は代理出産のオルタナティブとなりうるのではないだろうか。特に里親の認定基準<sup>30</sup>では同性カップルや独身者も里親登録が可能である。実際に同性カップルで里親を務めている例もあり、同性カップルが子どもを育てる方法の一つとして里親制度は挙げられる。しかし基本的に里親制度は実際に子どもを夫婦の戸籍に入れるわけではなく、実親の元へいざれ返す、もしくは18歳で自立することが前提となった制度である。そのため代理出産を求める人のニーズが「自分の子どもを持ちたい」の場合は実質的に特別養子縁組の前段階となっている③の養子縁組里親以外の里親制度は適さない可能性が高い。「子どもが

<sup>29</sup> 公益財団法人全国里親会「里親の種類と要件」

[https://www.zensato.or.jp/known/s\\_kind](https://www.zensato.or.jp/known/s_kind) (2023年11月30日閲覧)

<sup>30</sup> ①要保護児童の養育についての理解および熱意と児童に対する豊かな愛情を有していること、②経済的に困窮していないこと、③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること、④里親本人またはその同居人が欠格事由(成年被後見人又は被保佐人(同居人の場合は可)、禁固以上の刑、児童ポルノ等による犯罪歴や児童虐待の過去)に該当していないこと。厚生労働省「里親制度の運営について」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000067013.pdf> (2023年12月3日閲覧)

欲しい」という願いの根本に何があるのかを見つめ直し、子どもと触れ合い育てる経験を求めている場合には里親制度は代理出産の代替として機能し得るだろう。

### 3. 2 養子縁組制度

養子縁組制度は里親制度と異なり手当は支給されないが、自分たちの戸籍に子どもを入れることが可能であり、法律上は「自分たちの子ども」として親権を得ることができる。

日本には特別養子縁組と普通養子縁組の2種類の養子縁組制度がある。普通養子縁組は養親の老後の扶養や遺産相続の後継者確保、そして「家」の存続などを目的に行われる養子縁組だ。養親と養子の同意によって成立し（養子が未成年の場合は家庭裁判所による審判が必要）、要件も養親が20歳以上で養子は養親より年下であればよいというシンプルなものである。実父母との親族関係は終了せず、戸籍の表記は実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載される。離縁も可能であり、比較的容易に縁組ができるのが特徴的だ<sup>31</sup>。実親との関係も存続することから実親の遺産も相続可能であるため、法律上の親子関係の創設よりも養親と養子の法的関係を結ぶという側面が強いと言えるだろう。

一方で特別養子縁組は子どもの福祉のために養子となる子どもと実親の法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ養子縁組だ。虐待等がある場合を除き実父母の同意が必要となり、6カ月以上の監護期間（養子縁組里親）を経て家庭裁判所の審判によって縁組が成立する。養親は原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば一方は20歳以上でも可）で配偶者がいることが要件となっており、養子にも原則15歳未満という年齢制限が存在する。縁組が成立すると実父母との関係は終了し、戸籍にも実親の名前は記載されず養子の続柄は「長男（長女）」と記載される<sup>32</sup>。2章で述べたように代理出産で生まれた子どもと普通養子縁組ではなく特別養子縁組で親子関係をつくる理由として、実親とされる代理母との法律上の関係を断つことで代理母の家族との相続問題が発生しないようにする面もあるのだ。特別養子縁組は実親が育てるのが困難な子どもに適用される制度であり、子どもの福祉を目的としているため、離縁も原則認められず戸籍上も限りなく実親子に近い関係になる。そのため代理出産を求める人にとってのオルタナティブとして最も適していると言える。

しかし全ての子どもを求める人に特別養子縁組が適用できるわけではない。特別養子縁組の要件には配偶者が必須となっているため、同性カップルはこの時点で弾かれてしまう。つまり日本で同性婚が認められるか養親の要件が変更にならない限り、同性カップルが特別養子縁組によって養子を得ることができないという問題がある。また特別養子縁組は

---

<sup>31</sup> こども家庭庁「〈参考〉普通養子縁組と特別養子縁組のちがい・特別養子縁組の成立件数・参照条文」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_tokubetsu-youshi-engumi\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f33696fb-1ccf-416e-9eff-0724df1bab11/dd15fe97/20230401_policies_shakaiteki-yougo_tokubetsu-youshi-engumi_01.pdf)（2023年12月3日閲覧）

<sup>32</sup> 同上

15歳までの子どもを養子にする制度であるが、養親は1歳以下の乳幼児や低年齢の子どもを求めるケースが多い。年齢が上がると愛着障害<sup>33</sup>の発生や試し行動が行われる場合が多く、養育の難易度が上がるからだ。しかし不妊治療を長期行った末に養子縁組に辿り着いたカップルは四十代以降であることが多く、子どもが成人するまでに高齢になると言う理由からマッチングが上手くいかない場合が多い。さらに実親が特別養子縁組に出すことを同意するプロセスが上手く進まないことなどからも、養子縁組の待機者が多くとも実際に縁組に進むには長期の待機時間を必要とする現状がある。また斡旋団体によっては親のうち片方は子どもの世話を専念できることを求めて専業主婦であることを条件にするなど、団体独自の基準が定められているところも少なくない。その要件のハードルの高さも縁組成立数の低さの原因となっている。

以上のように特別養子縁組にも様々な課題は存在するが、現状で代理出産を求める人のニーズを最も満たす手段となっている。代理出産を求める人が「自分たちの遺伝子を受け継いだ子ども」に固執しないのであれば、特別養子縁組は代理出産の代替として機能し得るだろう。特別養子縁組の課題解決については5章で詳しく論じていく。

## 4. 血縁主義の呪縛

前章では代理出産のオルタナティブとして里親制度と養子縁組制度について整理した。しかし代理出産を求める人は里親と養子縁組の制度を調べたうえで代理出産を選択しているケースが大半である。その理由として里親とのニーズの違いや養子縁組の難しさなども挙げられるが、最も多いのはやはり「血の繋がった子ども」「遺伝的なつながりのある子ども」を求めるものだ。そこには親子の血縁関係を重視する血縁主義が働いている。血縁に重きを置く規範とたとえ高額な費用がかかっても子どもが欲しいという意識が不妊治療、そしてその先の代理出産へと人々を駆り立てているのだ。では血縁主義とは普遍的な自然の摂理なのだろうか。本章では血縁主義の背景や近代家族観から「血の繋がった子ども」への欲求を分析していく。

### 4. 1 血縁主義

まず血縁主義の背景を分析していく。本論での血縁主義とは「親子の関係性において血縁（遺伝）による繋がりを重視する考え」と定義する。またDNA検査の普及や遺伝子研究により、現在では「血のつながり」は「遺伝的つながり」と同一のものとして扱われるようになっている。DNAと遺伝子と血縁は厳密には異なるものであるが、文献によって同一の文脈で使われることが多いため本論でも同一のものとして用いる。

---

<sup>33</sup> 乳幼児期に長期にわたって虐待やネグレクト（放置）を受けたことにより、保護者との安定した愛着（愛着を深める行動）が絶たれたことで引き起こされる障害の総称。「愛着障害」デジタル大辞泉, JapanKnowledge <https://japanknowledge.com.waseda.idm.oclc.org/lib/display/?lid=2001022271900> (2023年12月11日閲覧)

一般的に血のつながりは「切っても切れない関係」と称されることが多い。佐々木（2007）によるとあらゆる関係が解体可能とみなしうる中での血縁の解体不可能性は関係の絶対性、安定性、具体性、可視性に連結すると述べている（佐々木 2007：24-25）。実際のところ血縁関係を断つことは不可能であり、この絶対性を理由に親子関係の安定性が血縁に依拠するとみなされている。つまり血縁があるからこそ親子関係が上手くいくと捉えられるのだ。一例として「血は水よりも濃い」ということわざがある。デジタル大辞泉によると「血筋を引いた間柄は、他人に対するより親密であることのとえ」<sup>34</sup>という意味であり、血縁関係の有無で線引きを行い親密さのレベルを比較している。解体不可能な絶対性を持つ強固な繋がり故に親密性もより上がるという論理が働いているのだろう。

また久保原（2021）によると日本の民法では親族が血族を基準に制定されており、一般的に親子には血縁があると認識されていることから、「親子や家族における血のつながりが重要である」という血縁規範意識が、強弱の程度はあるものの人々に浸透していると言う。すなわち「血縁がない」という表現にさえも本来親子には血縁があるという血縁規範意識が組み込まれているのである（久保原 2021：29-30）。さらに遺伝子研究が進んだことで親と子の遺伝上の繋がりが重要視される流れが強化されている。特にDNAによる親子鑑定が存在が「遺伝上のつながりのある親子が本当の親子」という強いメッセージを放っているように感じられる。

このように血縁主義は血縁という繋がり絶対性を根拠に成り立っており、日本の法制度と遺伝子研究の発展によって補強されていると言える。

しかし親子の絆や親密性の根拠を血縁に求める言説がある一方で、必ずしも血縁のある親子関係が上手くいくわけではないことにも注目する必要がある。令和元年度中に児童相談所が対応した児童虐待の相談193,780件のうち実母によるものが47.7%、実父が41.2%と実父母によるものが約9割であった<sup>35</sup>。虐待の相談件数は年々上昇しており、かつては「しつけ」として隠れていた虐待の事例が明るみに出始めている。このように児童虐待が一般的に認知されるようになる中で、メディアを通して実親による虐待も広く認知され始めている。同様に血縁親子であったとしても不仲な親子は存在し、決して珍しいわけではない。すなわち血縁が親子関係の安定性を保証するわけではないことが事実として認識されているはずなのである。また法制度は可変的であり、前近代では血縁よりも「家」を存続させることの方が重視されていた。血縁関係のある子がいなければ養子をとるように、家を存続させることの方が重要だったのである。血縁と家族を結びつけるようになったのは明治民法以降からなのだ（松木ほか 2016：18-19）。すなわち血縁主義とは自然の摂理ではなく社会的に作られたものであると言える。

だが依然として血縁主義は日本社会に蔓延っており、血の繋がった子どもは「本当の子ども」と称される。言い換えれば血縁関係がない子どもは「本当の子ども」ではないとい

---

<sup>34</sup> 「血は水よりも濃い」 デジタル大辞泉, JapanKnowledge  
<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=200101181140> (2023年12月8日閲覧)

<sup>35</sup> 一般財団法人みらいこども財団「児童虐待と子どもの貧困の現状」  
<https://miraikyousou.com/children/> (2023年12月7日閲覧)

う認識がなされているのだ。非血縁親子のスティグマ付与という問題が血縁主義には存在している。

また不妊患者の語りには仮に養子を取ったとして育てられる自信がないといった声が上がること多い。「子どもの欠点を自分の血を引かないことに転嫁しそう」（久保原 2021：57）という発言からは血縁がないことに子育て上の問題を還元してしまう危惧が現れている。もちろん子育てとは多数の困難が待ち受けているものだ。そのため子どもと上手くいかないことはたとえ血縁親子であったとしても発生する。だがトラブルが起きた際に非血縁親子は原因を「血縁関係がない」という部分に収束させやすい<sup>36</sup>。問題の理由がわからないことが「不安感」をもたらし、理由がわかることが「安心感」と解決方法をもたらすため、その理由として一番思いつきやすく納得しやすいのが「血縁がない」ことであるからだ（同上：57）。つまり「血縁のある/ないことが良好な親子関係形成に影響しているのではなく、親子関係の良し悪しを説明するために、血縁がある/ないことが便宜的に使用されている」（同上：86）のである。久保原（2021）はこの「親子関係に血縁がある/ないことがもたらす効果の意味付け」を「血縁意識」と定義している（同上：30）。

血縁意識について久保原（2021）の集計したアンケート調査<sup>37</sup>からは興味深いデータが出ている（以後のアンケート調査の質問文は執筆者により一部要約している）。『家族である』ことにとって、『血のつながりがある』ことはどのくらい重要か」といった内容の質問に対しては男女ともに8割弱が「非常に重要」あるいは「ある程度重要」と回答した。しかし「DNA 鑑定後に両親と血が繋がっていないと発覚した場合、これまでの家族との関係が変化するか」といった内容には男女どちらも約6割が「今までと変わらない」と回答したのだ。「変わる」と答えた回答者は約2割であった。また「そのあと本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきたらどちらの家族と暮らすか」という質問には「今まで暮らしてきた両親」と答えた人が男女ともに6割前後となっている。さらにDNA 鑑定によって家族の関係が「変わる」と答えた約2割のうち、半数以上が「今まで暮らしてきた両親」を選択していた（同上：144-146）。つまり最初の質問からは「親子関係には血縁関係が重要である」といった血縁意識が見られるが、それ以降の質問には「血縁よりも過ごした期間や経験が重要」という血縁意識が見られるのだ。ここからは「家族であることに血縁は重要」という意識と「血縁は重要ではない」という意識が矛盾なく存在していることがわかる。「親子に血縁があるのは当たり前」という考えが血縁主義を生み出しているが、実際に自らの血縁に関わる問題に直面するまで自身の血縁意識は潜在化している。血縁と親子関係の意味付けは状況によっても大きく左右され、自身の血縁意識を問われた際に必ずしも常に血縁を重視するわけではない。

近年では生殖補助医療の発達により親子関係に血縁があることが自明ではなくなっている。そして血縁主義の強化は養親子や里親子などの非血縁親子の生きづらさにも繋が

---

<sup>36</sup>養親と養子の関係が不調になった際、養子は「自分が本当の子どもじゃないから」と傷つき、養親も「もし自分の本当の子どもだったなら」と考えてしまう傾向がある。

<sup>37</sup> 2016年に大学生相手に行ったアンケート調査。回答者は男性110名、女性87名の計197名。男子学生の平均年齢は19.37歳、女子学生は19.03歳。「社会学」の授業受講者が対象であるためほとんどの学生が文系であり、非血縁親子に対してより好意的、共感的な結果に偏ることが想定されることに注意が必要（久保原 2021：141-142）。

っていく。自らの血縁意識に自覚的になることが血縁主義を解体することに繋がるのではないだろうか。なお血縁主義の解体とは血縁親子の否定ではなく、血縁のある親子だけを「本物の親子」とする規範の否定であることに注意したい。血縁の有無に親子関係の問題を還元しないことは「血縁関係があるのに」と悩む血縁親子の生きづらさの解消にも繋がっていくだろう。

## 4. 2 子どもを欲する背景

代理出産を求める人は「血のつながりがある子ども」を求めると述べてきたが、その前段階として「子どもが欲しい」という欲求自体にも注目したい。膨大なコストがかかる不妊治療や代理出産を選択するほどに子どもが欲しいという欲求が生まれるのはなぜなのだろうか。

まず一つに近代家族観の影響があるだろう。近代家族には家族構成員同士の強い情緒的関係、性別役割分業や子供中心主義、非親族の排除といった特徴がある（落合 2004：103）。母親は家事育児に専念することが期待される上に子ども中心主義が組み合わさり、子どもがいることが前提の家族観となっている。そのため「ふつうの家族」を実現するには子どもの存在が必須となるのだ<sup>38</sup>。

このような子どもを持つことが当たり前であると言う風潮は子どものいない夫婦へステイグマを付与し、子どものいない夫婦を苛んでいる。子どもがいないだけで「夫婦仲が悪い」と認識される、「老後はどうするの?」といった声かけられる<sup>39</sup>、子どもがいない生活を肯定する記事には「何を言っても負け惜しみにしか聞こえない」というコメントが付く<sup>40</sup>など子どもがいない生活を営む人々、特に女性への風当たりは強い。両親や親戚から子どもを持つことへのプレッシャーを受けるだけでなく自身でも内面化することで苦しむなど、子どもを持つことへの規範は広く社会に浸透していると言える。近年では子どもを持たないライフスタイルも認められつつあるが、依然として「結婚したら子どもを持つもの」という考えは主流派だ。また同性婚が認められていないため結婚できない状態にとどめられているゲイカップルも、子どものいる家庭を規範として内面化している場合がある。近代家族から外れた場所にいるとされる同性愛者も、これまで過ごしてきた環境は多くが異性愛者と同様の近代家族である。そのため「パートナーと子どもを育てる」ことを

---

<sup>38</sup> 非親族の排除という特徴から近代家族観における子どもは当然のように血縁のある子どもが求められる。

<sup>39</sup> しのむ, 2021, 「『子どもがいなくて、老後は誰を頼るの?』。『親の老後のために子どもを産むのではない』とママたちが喝!」『ママスタセレクト』

<https://select.mamastar.jp/436004> (2023年12月11日閲覧) (子どもがいないことで老後の心配が上がるのは介護が家族内で行われるべきケアとして一任されてしまっているからであり、ケアの社会化の問題にも発展しうがこの点は本論文では論じない)

<sup>40</sup> くどうみやこ, 2021, 「子どものいない40代女性たちは、なぜこんなに苦しく、生きづらいのか」『ハフポスト』

[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_6005176fc5b6ffcab96598f6](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6005176fc5b6ffcab96598f6) (2023年12月9日閲覧)

家庭の形として認識している可能性が考えられる。

もちろん子どもが欲しいと思う気持ち自体は否定されるようなものではない。実際にカイロ行動計画では以下のリプロダクティブ・ライツ/ヘルス（性と生殖に関する健康と権利）が新しい人権として保障された。

リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子供を産むか産まないか、何人産むかを定める自由をもつことを意味する。（中略）リプロダクティブ・ライツは人権の一部をなし、すべてのカップルと個人が、(1)自分たちの子供の数、出産間隔、ならびに出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、(2)最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを得る権利、(3)差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利からなっている<sup>41</sup>。

第二波フェミニズム<sup>42</sup>の影響を受けて成立したこの権利は女性の自己決定権を保証するものとして認識されている。だが他者を侵害する可能性を孕む代理出産を用いてまで子どもを得ようとするのはリプロダクティブ・ライツ/ヘルスに叶った行動とは言えないだろう。子どもを産む権利として代理出産の正当化を主張するのはフランス人権宣言が定めた「人権の内在的制約」<sup>43</sup>に違反しているからだ（辻村 2012：106）。しかしこのようにどんな手段を使ってでも子どもを得ようとする人たちを一概に身勝手だと責めることはできない。彼らの欲求の背景には近代家族観が内包する「子どもがいることが普通である」といった規範が働いており、子どものいない夫婦がスティグマ化される社会にも大いに問題がある。

また1章の語りでも見えたように、親子間で身体的特徴や性格や能力などが遺伝することが認知されつつある現代では自身や愛する人の特徴を持った子どもに特別感を覚える場合も多い。子どもは夫婦の「愛の結晶」とも称されるように、夫と妻の絆や愛を確認するための証として機能している部分がある。子どもがいないことで夫婦仲を邪推されるのもこのような理由があるからだろう。近年では子どもを産んでこそ女性は一人前といった規範だけでなく、愛する人の子どもを持つことが「理想の家族」「幸せな家族」のために必要とされるのだ。

さらに生殖補助医療が発達したことにより今まで以上に子どもが得やすくなっているこ

---

<sup>41</sup> 神尾真知子，2016，「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」日本大百科全書（ニッポニカ），JapanKnowledge，<https://japanknowledge-com.waseda.idm.oclc.org/lib/display/?lid=1001000328984>（2023年12月10日閲覧）

<sup>42</sup> 1960年代以降、「個人的なことは政治的である」というスローガンのもとで従来の公私二元論を批判し、女性の身体やセクシュアリティの問題を重視してドメスティック・バイオレンスなどを告発したラディカル・フェミニズムやマルクス主義フェミニズム（辻村 2012：204）。

<sup>43</sup> フランス人権宣言第4条で「自由とは、他人を害しないすべてのことをなしうることにあり」と定め、他人の権利を侵害しない限りにおいてのみ権利を主張できるとした（辻村 2012：106）。

とも理由の一つだと考えられる。かつては産むことができなかつた人が今では生殖補助医療によって子どもを授かることができる現状は、子どものいない生活をさらに選びにくくさせていく。佐々木（2007）はこうした状況を『何がなんでも血縁の実子が欲しい』といった血縁への『欲望の肥大化』に連結している」（佐々木 2007：16）と指摘している。もちろん1章で述べたように生殖補助医療や不妊治療によって必ず子どもが得られるわけではない。しかしこのような技術が生まれたことにより、今後さらに「子どもがいないこと」が「子どもを得るための努力をしていないこと」と見なされる懸念がある。

以上のような社会背景が「子どもを持ちたい」という欲求を過熱させ、血縁主義と組み合わせることで人々を不妊治療、そして代理出産へと追い立てているのではないだろうか。誰もが子どもを得やすくなる社会は望ましい一方で「子どもがいることが普通である」といった規範を強化させないように注意する必要がある。

## 5. 代理出産が不要な社会に向けて

本論文では2章で代理出産の問題点を列挙し、3章で代理出産の代替手段を提示してきた。そして4章で血縁主義と近代家族観の影響により代理出産を選択してしまう人々の存在を認識した。今までの議論を踏まえ、本章では「真に多様な家族像」について考えるとともに、代理出産が不要な社会に向けてどのようなアプローチが必要か考えていく。

### 5. 1 多様な家族

近年では「多様な家族」と称される近代家族以外の家族像が増加している。事実婚の家族や養親子、里親子、再婚によって生まれるステップファミリー、LGBTカップルにシングルマザーやシングルファザーなどその形態は様々である。そして代理出産を利用した家族をこの「多様な家族」のひとつとして位置づける言説がある。たしかに代理出産は生殖補助医療を用いて、複数の母親が発生することからも一般的な家族の形ではない。また代理出産を用いたゲイカップルの子育てという面から捉えれば多様な家族と称されるのも問題がないように見える。

しかし代理出産とは「血のつながりがある子ども」を求める手段であり、血縁主義を内包する近代家族観を助長するものではないだろうか。柳原（2021）は代理出産と多様な家族像について以下のように指摘している。

代理出産の登場は、これまで核家族を築けずにいた人々に、それを築くことを可能とした。この現象は異性愛の不妊カップルからはじまったが、親子関係が整理された結果、男性カップルはもとより、高齢者や独身者も含め、あらゆる人が核家族を持てるようになった。すなわち代理出産が生み出したのは、核家族をつくることのできる人々の「多様化」であり、そこでつくられる「家族像」はむしろ均質化している（柳原 2021：49）。

すなわち代理出産は多様な家族の一例ではなく「近代家族」の再生産に寄与しているのだ。ゲイカップルや子どもを得ることのできない異性カップルにも「近代家族」を提供できるのが代理出産なのである。代理出産は多様な家族像を創り出すのではなく、多様な人々を血縁重視の近代家族に収斂させていく。その結果として血縁主義が強化され、非血縁親子である養親子や里親子、血縁親子と非血縁親子が混在するステップファミリーなどの生きづらさに繋がっていく可能性がある。

また依頼者によっては代理母と家族のように密接な関係性を築くこともあり、「代理母も含めた大家族」あるいは「混合家族」をつくり出す方法として代理出産を捉えさせることもある（同上：49）。しかし多くの場合に依頼者は代理母との繋がりを断ち、一時的に交流が続いたとしても後に疎遠になる場合が多い（小泉 2001：143，日比野ほか 2016：60）。依頼者は代理出産を成功させるために一時的には代理母とともに「新たな家族」を装うが、実際に求めているのは代理母のいない排他的な近代家族なのである（柳原 2021：50）。

このように代理出産は様々な家族の形を補強するものではなく、かえって近代家族という固定観念を強化し非血縁親子や子どもを持たない家族を異端化する作用があると言える。真に多様な家族像とは近代家族の規範から外れた血縁や婚姻関係のない家族が社会的に認められることで実現するのではないだろうか。

## 5. 2 法制度の整備

1章で確認したように、日本では未だに代理出産を含めた生殖補助医療にまつわる法整備が進んでいない状況にある<sup>44</sup>。そのため法律上は禁止されていないという理由から国内では代理出産エージェントが多数存在し、アメリカやウクライナなどへ渡航して行く依頼者が後を絶たない。結果として代理出産自体は法律違反ではないが生まれた子どもを依頼者の子と認めて出生届を出すことは不可能になるなど、法と制度が現実に追いつかないことによるトラブルが発生している。したがって早急な法整備が必要である。

まず国内で代理出産の禁止を明言することが必要だろう。利他的代理出産を擁護する声もあるが、2章で確認したようなリスクがあることを踏まえ、本論文では商業的代理出産と合わせてどちらも禁止すべきという立場に立つ。

現在の日本では日本産科婦人科学会による会告のみが存在し、国内で行うこと自体も法律違反ではない。そのため中国の富裕層が日本に渡航して日本に居住する女性と代理母契

---

<sup>44</sup> 「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が2020年12月11日に公布され、2021年3月11日に施行された。この法律では女性が第三者の卵子提供を受けて懐妊出産した場合は出産した女性を母親とすること、他人の精子を用いる生殖補助医療に同意した夫の嫡出の否認の禁止が定められている。しかし代理出産についての規定はなく、二年をめどに検討と改定が加えられるとしているが、既に2023年12月時点で期限は過ぎており進展も報道されていない。法務省「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」<https://www.moj.go.jp/content/001342904.pdf>（2023年12月10日）

約を結んでいた事例<sup>45</sup>が柳原（2021：46）で紹介されている。このように法律の規定がないことで国内の女性が代理母として搾取の対象になる可能性も懸念される。自主規制の形で国内の代理出産が禁止されている現状がある以上、法律で禁止することは方向性として問題ない。不妊治療の一種として代理出産を捉える場合は代理出産の規制が医療を受ける権利の侵害と捉えられる可能性があるが、辻村（2012）は「代理出産には、母体を妊娠・出産の道具として提供する代理母という『現実的な被害を受ける他者』が存在することから、法律による規制を正当化できる」と述べている（辻村 2012：150-151）。そのため代理出産の規制をどのように行っていくかについて考えていく。

第一に刑罰による処罰の必要性の問題がある。なぜなら刑罰を規定さえすれば代理出産を必ずしも完全に禁止できるというものでもないからだ。たとえ刑罰を伴わない法律での規制であっても公序良俗に反する契約を無効とする刑法第九十条により代理出産契約を無効化することができる。代理出産が法律違反であると明確に規定されることにより、代理出産契約が公序良俗に反する契約であるとして子どもの引き渡しや費用の支払いなど全ての権利と義務が法的に無効となるのだ（同上：152-153）。したがってたとえ処罰されないとしても法律で禁じることにより代理出産を行うことは困難になるだろう。

第二に刑罰を規定した場合、代理出産の関係者のどこまでを処罰するかという問題がある。代理出産を営利目的で斡旋する団体については処罰し取り締まる必要があるだろう。同様に代理出産を行った医師も処罰対象に該当する。実際スイスでは代理母行為を斡旋した者と代理母に生殖技術を行った者に対して軽懲役や罰金を定めている（同上：32-33）。しかし代理母と依頼者に関しては検討の余地がある。代理母は妊娠出産を負う被害者側であり、依頼者は処罰すると生まれた子どもが「犯罪者の子」「犯罪行為によって生まれた子」となってしまうからだ（同上：154-155）。もちろん代理出産を求める人々の思考は様々であり、依頼者は不妊治療の末に辿り着くケースや同性カップルだけではない。自らの遺伝子を残したい独身男性、自身のキャリアのために妊娠を他者にアウトソーシングしたいと考える女性など優性思想や利己的な想いから依頼する人たちが一定数存在する。だが4章で見てきたように血縁主義と近代家族規範という社会的な圧力が代理出産に人々を駆り立てている部分もあり、ただ依頼者を批判し処罰することは解決には繋がらない。非血縁親子へのスティグマがなくなった状況で初めて依頼者の処罰が妥当となるだろう。そのため現実的な案として売春防止法<sup>46</sup>と同様に代理出産の斡旋など関係者を処罰し、代理出産にアクセスしづらい環境を作ることが必要だと考える。

しかし国内での代理出産の禁止を規定しても海外で代理出産を行う人がゼロになるわけではない。したがって代理出産によって生まれた子どもの権利保護が法制度として必要となる。代理出産で生まれた子どもの権利を保障することが代理出産を助長するのではない

---

<sup>45</sup> 「チャイナ・センセーション 第2部 変わる家族の形/2（その1） 代理出産、闇ビジネス」（毎日新聞 2016年3月16日）

<sup>46</sup> 売春は法律で禁止されているが、刑罰の対象となっているのは売春の勧誘や斡旋、場所の提供などであり売春を行った本人たちは処罰の対象ではない。内閣府男女共同参画局「売春防止法（昭和31年法律第118号）」

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/hbo04j-1-10.pdf>（2023年12月11日閲覧）

かという危惧も存在するが、「子の知らない事情がその法的地位に影響を与えることを積極的に肯定することはできない」（同上：158）という考えの方が優位に置かれる。どのような方法で生まれたとしても子どもに罪はなく、彼らの権利が保障されないことの方が問題であるからだ。

現状の法制度では代理出産で生まれたと明らかな子どもの出生届は不受理の扱いを受けている。そのため代理出産で生まれたことを明らかにせず、国外で出産したと見せかけて国内に子どもを連れ帰ることがまかり通っている。前者は子どもの福祉の観点から見過ごせず、後者も法の網目をくぐり抜けていることから何かトラブルが起きた際に子どもの福祉が守られない可能性が高い。代理出産で生まれた子どもをどのように扱うかについて明確な決まりをつくることにより子どもの権利が守られるだろう。この件に関しては利他的代理出産のみが認められているイギリスの例を参考にしたい。イギリスでは代理母から生まれた子どもは、法律上は代理母の子どもとなるが、その後、養子縁組によって法的親権を譲渡することで依頼主の子どもとなるプロセスが法制化されている。また仮に法律上で子どもの親が誰であるかについて意見の相違がある場合は、裁判所が子どもの最善の利益に基づいて決定を行うこととされている（株式会社野村総合研究所 2021b：46）。日本でも同様に代理出産後に特別養子縁組が行われるプロセスが法制度として規定されることが望ましい。

次に3章で確認した特別養子縁組の課題を解決する必要がある。日本では特別養子縁組の条件として「配偶者がいること」が含まれているが、この一文により同性カップルは特別養子縁組を行うことができない状況に置かれている。特にゲイカップルは代理出産のオルタナティブさえ存在しないのだ。もちろん特別養子縁組は子どもの福祉のための養子縁組であるため安易な条件緩和には注意が必要だが、配偶者の有無は条件として妥当とは言えないのではないか。配偶者の有無は必ずしも経済状況や子どもを育てるうえでの愛情の量に比例しない。早急な特別養子縁組の条件緩和が不可欠だろう<sup>47</sup>。

また特別養子縁組制度の課題は条件だけでなく養親と養子のマッチングの難しさにもある。その理由として「実親の権利が非常に強い」ことが挙げられており、特別養子縁組が望ましい状況に置かれている子どもも実親が拒否するため施設に留められている現状がある（厚生労働省子ども家庭局 2022：42-43）。たしかに特別養子縁組をすると法的にも完全に子どもとの縁が切れるため親側が慎重になることは理解ができる。しかし血縁のある親の希望が子どもの福祉よりも優先されている現状には「親子には血縁が重要である」という血縁主義が働いているのではないだろうか。現在は特別養子縁組には養親の同意が原則必要であるが、虐待以外にも実親の同意が不要になる具体的で明確な条件を規定する必要があるだろう。

最後に出自を知る権利の確立が求められる。自らの出自を知ることは代理出産で生まれた子どもだけでなく、特別養子縁組をした子どもにとってもアイデンティティ形成に重要であるからだ。出自を知る権利は2003年4月の厚生科学審議会生殖補助医療部会により、15歳に達すれば個人を特定できるドナーに関する情報を公的管理機関に開示請求す

---

<sup>47</sup> 同性婚が可能になれば同性カップルも特別養子縁組が可能になるが、独身者や事実婚のカップルは依然として特別養子縁組が認められないことになるため、特別養子縁組の条件緩和の方が望ましいと考える。

ることができるが、その後も法制化されていない（日比野 2019：10）。出自を知る権利の保障としてドナーの非匿名化とドナー情報へのアクセス権を法制度として認めることが必要だろう。非匿名ドナーによってドナー立候補者が減少するといった反対意見があるが、ドナーが恐れているのは情報の開示による子どもとの望まない接触である。ドナー情報の全開示が行われたオーストラリアが「面会拒否権」を保証することでドナー側の権利保護を行った（日比野 2018：140-142）ように、ドナーと出自を探す子どもの利害調整を行うことが重要ではないだろうか。

### 5. 3 血縁主義と近代家族観の解体

本論文では代理出産禁止の立場にたち、しかし代理出産を求める人々を批判するのではなく代理出産を選ばせる社会構造を批判してきた。2 章ではまず代理出産が代理母と生まれてくる子どもに与える害と倫理的な問題から「子どもを持ちたい」という願いを代理出産で叶えることは不当であるということを示した。次に3章では代理出産以外で「子どもを持ちたい」という願いを叶える手段を模索した。里親制度と養子縁組制度はそれぞれの特徴があり、特別養子縁組が最も代理出産を求める人々のニーズに近いことを示した。しかし実際には特別養子縁組が選択されない現状があり、そこには1章からも読み取れた「血の繋がった子ども」に固執する心理が働いていた。そこで4章では「血の繋がった子ども」を求める背景を捉え、主に血縁主義と近代家族観が存在することを示した。血縁は親子の関係性を保証するものではなく、親子関係の是非を血縁の有無で意味付けしているだけに過ぎない。実際に親子関係を認識する理由は互いに過ごした時間や親密性であることを確認した。また近代家族観の持つ「子どもがいることが普通である」といった規範の内面化によって子どもを持つことを社会によって強制されている現状にも言及した。

このように一般的に内面化されている血縁主義と近代家族観を解体することによって代理出産を必要としない社会が形成されていくのではないだろうか。血縁主義と近代家族観は非血縁親子や片親、LGBT カップルやステップファミリーなどの非規範的家族をステイグマ化し、家族を形成しない独身者に対しても偏見を抱かせるような社会構造に加担してきた。したがって代理出産が不要な社会とは多様な家族だけでなく独身者も含む全ての人が生きやすい社会の一步と言える。代理出産の禁止により非血縁親子などの多様な家族が当たり前となることで、最終的に代理出産の必要性も薄れていくのではないか。血縁の有無や子どもの有無、婚姻の有無で排除されない社会こそ真に多様で理想的な社会であり、今後目指されるべき社会の姿と言えるだろう。

### おわりに

本論文では代理出産の抱える様々な問題を示すことで反対を表明し、子どもを持つ手段のオルタナティブとして主に特別養子縁組制度を提示してきた。また特別養子縁組ではなく代理出産が選ばれる背景として主に血縁主義と近代家族観について考察し、代理出産が不要な社会には代理出産禁止の法律、特別養子縁組の課題解決、血縁主義と近代家族観の解体が必要であるという結論に至った。代理出産が不要な社会は多様な家族像を肯定する

社会であり、誰もが生きやすい社会に繋がっていると考える。

反省点としては代理出産で生まれた子どものデータが少なく、彼らの語りがほとんど得られなかったことだ。特に日本では代理出産で生まれたという事実自体が隠される傾向にあり、代理出産で生まれた子どもへの影響の考察は不十分であったことが否めない。また1章でゲイカップルの語りにあった遺伝による「自分または相手に似た子ども」への欲求は本論文で述べた血縁主義とは異なるものであり、これに対して代理母を害してまで行うことは肯定できないと言う一点のみでの反論となってしまった。仮に子宮移植や人工子宮など第三者を害さない技術がこの先発展した場合、血縁主義と近代家族観の強化へのどのように対処すべきかについては今後の課題としたい。

## 参考・引用参考文献

- 石原理, 2010, 『生殖医療と家族のかたち——先進国スウェーデンの実践』平凡社
- 江原由美子, 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店
- 大野和基, 2009, 『代理出産——生殖ビジネスと命の尊厳』集英社
- 落合恵美子, 2004, 『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣
- 株式会社野村総合研究所, 2021a, 「令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
不妊治療の実態に関する調査研究 最終報告書」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000766912.pdf> (2023年10月20日閲覧)
- \_\_\_\_\_, 2021b, 「諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究 報告書」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000775178.pdf> (2023年12月11日閲覧)
- ギーター・アラヴァムダン, 鳥居千代香訳, 2018, 『インドの代理母たち』柘植書房新社
- 共同通信社社会部, 2014, 『わが子よ——出生前診断、生殖医療、生みの親・育ての親』株式会社現代書館
- 久保原大, 2021, 『血のつながりと家族のかたち—私たちが血縁を意識するとき—』晃洋書房
- 小泉カツミ, 2001, 『産めない母と産みの母：代理母出産という選択』竹内書店新社
- 公益社団法人日本産婦人科学会, 2003, 「代理懐胎に関する見解/考え方」  
<http://fa.kyorin.co.jp/jsog/readPDF.php?file=74/7/074070749.pdf#page=47>  
(2023年11月30日閲覧)
- 厚生労働省子ども家庭局, 2022, 「特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/cd892ed4-1ec9-4b60-aa2c-ec45d3967729/90e75924/20231023\\_policies\\_kosodateshien\\_chousa\\_suishinchosa\\_r04-01\\_h19.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cd892ed4-1ec9-4b60-aa2c-ec45d3967729/90e75924/20231023_policies_kosodateshien_chousa_suishinchosa_r04-01_h19.pdf) (2023年12月4日閲覧)
- こども家庭庁支援局家庭福祉課, 2023a, 『社会的養育の推進に向けて』  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_67.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf) (2023年11月28日閲覧)
- \_\_\_\_\_, 2023b, 「里親制度(資料集)」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a1964f34-8554-42bf-ba0c-05f25d36c092/be98e0a5/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_satooya-seido\\_06.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a1964f34-8554-42bf-ba0c-05f25d36c092/be98e0a5/20230401_policies_shakaiteki-yougo_satooya-seido_06.pdf) (2023年12月3日閲覧)
- 最高裁判所判例集, 1962年, 「親子関係存在確認請求」  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/715/057715\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/057715_hanrei.pdf) (2023年10月6日閲覧)
- 佐々木陽子, 2007, 「日本の家族における血縁原理の一考察——『縁切り訴訟』の事例を通じて」『福祉学部論集』鹿児島国際大学 26 (1), 15-30
- 貞岡美伸, 2015, 「代理懐胎における『母』は誰か」『生命倫理』 25 (1), 104-112

- [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jabedit/25/1/25\\_104/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jabedit/25/1/25_104/_pdf/-char/ja) (2023年12月10日閲覧)
- 竹田恵子, 2018, 『不妊、当事者の経験——日本におけるその変化20年』 洛北社
- 辻村みよ子, 2011, 『憲法から世界を診る—人権・平和・ジェンダー [講演録] —』 法律文化社
- 辻村みよ子, 2012, 『代理母問題を考える』 岩波書店
- 谷口真由美, 2007, 『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』 信山社
- 根津八紘・沢見涼子, 2009, 『母と娘の代理出産』 はる書房
- 野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦, 2016, 『<ハイブリッドな親子>の社会学 血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』 青弓社
- 日比野由利, 2015, 「ルポ 生殖ビジネス 世界で『出産』はどう商品化されているか」 朝日新聞出版
- \_\_\_\_\_, 2018, 「生殖補助医療における「出自を知る権利」をめぐる法制度：イギリスとオーストラリアの比較」『社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所(1), 137-147
- 平井美帆, 2006, 『あなたの子宮を貸してください』 講談社
- 法務省・公益社団法人商事法務研究会, 2021, 「諸外国の生殖補助医療により生まれた子の親子法制に関する調査研究業務報告書」  
<https://www.moj.go.jp/content/001350642.pdf> (2023年10月20日閲覧)
- 松尾瑞穂, 2013, 「インドにおける代理出産の文化論 出産の商品化のゆくえ」 風響社
- 向井亜紀, 2004, 『会いたかった——代理出産という選択』 幻冬舎
- 安田裕子, 2012, 『不妊治療者の人生選択 ライフストーリーを捉えるナラティブ・アプローチ』 新曜社
- 柳原良江, 2012, 「代理母出産をめぐる『子を持つ欲求』」 東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」17 (1), 204(141)-229(116)
- \_\_\_\_\_, 2021, 「代理出産における変遷——何が新しく何が多様なのか——」『家族社会学研究』33 (1) : 41-54  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjoffamilysociology/33/1/33\\_41/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjoffamilysociology/33/1/33_41/_pdf/-char/ja) (2023年10月20日閲覧)
- Robin Fox, 1993, “REPRODUCTION AND SUCCESSION Studies in Anthropology, Law, and Society”, Transaction Publishers. (= 2000 平野秀秋訳『<<叢書・ユニベルシタス 681>>生殖と世代継承』法政大学出版局)